

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月25日 14時17分ごろ
発生場所	山口県下関市 ^{ふたおい} 蓋井島北西方沖 蓋井島灯台から真方位313° 11.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 13.6′ 東経130° 37.2′）
事故の概要	LPG船第八鹿島丸 ^{かしま} は、南東進中、また、漁船勝月丸 ^{まさつき} は、揚縄しながら東南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LPG船 第八鹿島丸、998トン 142294、白井汽船株式会社 B 漁船 勝月丸、3.6トン YG3-61387（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級（航海） 航海士A、四級（航海） B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 左舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北北東、波高 約1m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか8人が乗り組み、航海士A及び通信長（以下「通信長A」という。）が船橋当直につき、蓋井島北西方沖を約12.8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により真方位139°の針路で航行していた。 航海士Aは、左舷船首方約4～5Mに見えていた巡視船から、射撃訓練中につき接近しないようにとの指示をVHF無線電話で受けて針路を約5°右に転じ、昇橋した船長にその旨を報告した。 A船は、船長Aが降橋した後、航海士Aが、左舷方で行っていた巡視船の射撃訓練の様子に注意を向けていたところ、VHF無線電話で海上保安庁から停船指示を受け、海上保安庁による船体検査を受けた結果、B船と衝突したことが判明した。 通信長Aは、本事故時、閉門航路への入航に備え、船橋左舷後部の海図台で船位の確認及び航海日誌の整理を行っていたので、B船との衝突に気付かなかった。

	<p>B船は、船長Bが単独で乗り組み、蓋井島北西方沖において、船長Bが、前方を向いて前部甲板に立ち、操縦リモコンで主機を前進と中立に適宜操作するとともにローラでふぐはえ縄漁の揚縄を行いながら、約0.7knの速力で東南東進中、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、腰部及び左肘関節に打撲傷を負った。</p> <p>船長Bは、本事故時、左舷船尾方からA船が接近していることに衝突するまで気付かなかった。</p> <p>B船は、鼓形形象物1個をスパンカーの支柱に掲げていた。</p>
分析	<p>A船は、蓋井島北西方沖を南東進中、航海士Aが、左舷方の巡視船が行う射撃訓練の様子に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、揚縄中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、蓋井島北西方沖を揚縄しながら東南東進中、船長Bが、前方を向いて前部甲板で揚縄作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、蓋井島北西方沖において、A船が南東進中、B船が揚縄しながら東南東進中、航海士Aが、左舷方の巡視船が行う射撃訓練の様子に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、前方を向いて前部甲板で揚縄作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、一方向に注意を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・揚縄中であっても、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。